

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「焼鳥屋で世の中を明るくしたい」という「鳥貴族のうめぼれ」を、創業以来の変わらない「永遠の理念」とし、そして「外食産業の社会的地位向上」に貢献することを、「永遠の使命」と位置付け、さらには、永続する「永遠の会社」となることを目的としております。

このために、株主をはじめ、顧客、取引先、従業員ひいては社会全体との共栄及び、経営戦略の策定や経営の意思決定を通じた企業価値の最大化を目指しております。コーポレート・ガバナンスの遵守は、これらを達成する上で重要な事項と考えております。

透明かつ公正な経営を最優先に考え、様々な観点からコーポレート・ガバナンスの一層の強化を目指すべく、今後も株主総会の充実をはじめ、取締役会の活性化、監査役監査機能の強化及び積極的な情報開示に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則1-2. 株主総会における権利行使】

【補充原則1-2】

現状の機関投資家や外国人株主比率等の株主構成や費用面を勘案し、現時点においては議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳は行っていません。今後につきましては、機関投資家や外国人株主の持ち株比率の推移等十分に見極めつつ、費用対効果も勘案のうえ必要に応じて検討してまいります。

【補充原則3-1】

英語による情報開示は、外国人株主比率が比較的低いことから行っていません。引き続き、外国人株主の持ち株比率の推移等十分に見極めつつ、必要に応じて検討してまいります。

【原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)】

【補充原則4-1】

最高経営責任者である代表取締役社長の後継者計画について、現時点では明確には計画を定めておりませんが、人格・見識・実績を考慮して選定するという方針のもと、後継者候補養成のための選抜・教育を行う機能の設置等を検討しております。今後、平時と有事の後継者の計画に関して、独立社外取締役の客観的な立場からの助言の下、取締役会が主体となり、定期的・継続的な議論を実施し、策定してまいります。

【原則4-3. 取締役会の役割・責務(3)】

【補充原則4-3】

当社は、創業者である現代表取締役社長が経営の大きな方向性の舵取りと社内統率を行い、独立社外取締役が社長を牽制する体制となっており、代表取締役であるCEOの選定等は、取締役会で十分な審議のうえ、決定しております。今後、中長期の経営戦略を見据えた後継者計画の検討等も踏まえ、次期CEOの選定にあたっては、十分な時間と資源をかけ、より客観性・適時性・透明性ある手続きを検討してまいります。

【補充原則4-3】

代表取締役CEOの解職にあたっては、独立社外取締役の客観的な立場からの助言の下、取締役会で慎重に審議し決定することとしておりますが、業績等を評価して代表取締役を解職するための詳細な基準や手続きまでは定めておりません。これについては、検討課題として、今後取締役会等で議論してまいります。なお、万が一、代表取締役であるCEOが法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損した場合は、速やかに取締役会において決議の上、適法に解職を行います。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法及び東京証券取引所が定める基準をもとに、取締役会で審議、検討することで独立社外取締役の候補者を選定しております。今後は、当社独自の独立性判断基準を策定することも検討してまいります。

【原則4-10. 任意の仕組みの活用】

【補充原則4-10】

当社の取締役会は社外取締役2名を含めて総勢7名と少数であること、また経営陣幹部の指名・報酬にあたっては、取締役会の決議に先立ち、独立社外取締役に対し事前に詳細な説明を行い、客観的な立場からの助言の下、取締役会にて取締役全員での十分な審議の上、決定していることから、現在は指名・報酬諮問委員会等を設置していません。今後指名・報酬等についての在り方を考えるうえで、設置の必要性を検討してまいります。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は、事業運営や経営課題の対応に必要な知識・経験・能力等を有する常勤取締役と、業務執行に携わらず取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割とする社外取締役で構成し、バランスをとっております。

現状当社の事業範囲は国内に限定されておりますが、将来的に海外進出を掲げているため海外の知見を有する社外取締役を選任し、国際性の面を含む多様性を確保した一方、ジェンダーについても考慮する必要があると認識しているため今後の課題としつつ、取締役会の構成・バランスを検討してまいります。

また、当社の監査役は、常勤監査役1名、社外監査役2名で構成され、いずれも監査役として適切な経験・能力及び必要な知識を有しております。また、社外監査役のうち1名は公認会計士であり、財務・会計に関する十分な知見を有しております。

なお、取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を毎年実施しており、その機能の向上を図っております。

【原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社におきましては、日本国内においても未出店エリアがまだまだ多く残っていることや海外進出も今後であることから、現時点では投資効率の指標であるROE・資本コストよりも成長性を重視しております。そのため、中期経営計画では更なる成長のための国内未出店エリアや海外への進出を掲げ、計画概要を当社ウェブサイトに掲載するほか決算説明会や株主総会等で説明を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

当社は、中長期的な当社グループの企業価値向上の視点から、良好な取引関係の維持発展が必要な場合を除き政策保有株式を保有しない方針であります。また、当社は政策保有株式として上場株式を保有しておりませんが、保有する場合、取締役会は、政策保有株式に関する方針を開示し、毎年、政策保有株式について中長期的な経済合理性等を検証します。政策保有株式に係る議決権の行使にあたっては、画一的な基準ではなく、議案の内容を精査し必要に応じて企業との対話を行い、当社の企業価値向上に資するものか否かの観点から議決権行使を行います。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間の取引については、該当する役員を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外した上で、取締役会において決議しております。なお、関連当事者間取引の有無については、年1回関連当事者間取引の調査票の提出を求め、監視・管理する体制を構築しております。

【原則2-6. 企業の年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は企業年金を実施しておりません。企業年金を実施する場合には、企業年金のアセットオーナーとして期待される役割を認識した上で、責任ある行動に取り組んでまいります。

【原則3-1. 情報開示の充実】

- () 経営理念や経営戦略、中期経営計画を当社ウェブサイト、決算説明会資料等に開示しております。
 - () コーポレートガバナンスに関する基本方針を当社ウェブサイト、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しております。
 - () 当社は、企業価値向上に資するための報酬体系を原則としつつ、経営環境、業績、従業員に対する処遇との整合性を考慮し適切な水準を定めることを基本とし、株主総会で承認された取締役報酬等の限度額の範囲内で、当社の業績、事業環境、当該取締役の役割や責任の大きさ、業界水準等を総合的に勘案のうえ、独立社外取締役の出席する取締役会で決定しております。また、監査役報酬は、株主総会で承認された限度額の範囲内で常勤・非常勤の別、業務分担の状況等を考慮して監査役会にて協議のうえ決定しております。
 - () 経営陣幹部の選任にあたっては、事業運営や経営課題の対応に必要な知識・経験・能力を有していることに加え、善悪を正しく判断できる価値観を有していること、お客様の喜びを優先する利他の精神を有していること、責任感を持ちかつプラス発想ができる人物であること等を主な等を判断基準としております。これらを総合的に判断し、現任役員の面談を経て、取締役会において候補者を決定しております。また、社外取締役については、専門分野や企業経営に関する豊富な経験と識見を活かして、独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただける方を候補者とする方針であります。
- 監査役候補者については、監査役会において定めている「監査役選任議案の選任・同意方針」に基づき、監査役選任議案の提案を監査役会が取締役会に対して行い、取締役会において候補者を決定しております。
- 万が一、経営陣幹部が法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損した場合や上記の基準に照らし著しく適確性を欠くと認められる場合には、取締役会で審議のうえ解任又は解職を決定することとしております。
- () 当社は、取締役会の決議に基づき、すべての取締役・監査役候補者の選解任理由を株主総会参考書類へ記載することといたしております。

【原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)】

【補充原則4-1】

当社は、取締役会規程、業務分掌規程、決裁権限基準等の社内規程に基づき、取締役会、代表取締役、常務取締役、担当取締役、執行役員、部長等の権限を明確に定め、それに基づき、それぞれの意思決定機関及び意思決定者が審議、決裁を行っております。取締役会は、法令及び定款に定められた事項や戦略的な方向付けなど当社の重要事項を決定しており、その他の業務執行については、意思決定の迅速性の観点から、重要性や金額に応じて代表取締役、常務取締役、担当取締役、執行役員、部門長等への委任しております。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

【補充原則4-11】

当社では、機動的な意思決定と相互の監督を行うことができる適正な人数として、定款において取締役は8名以内、監査役は4名以内と定めております。取締役の選任に関して、各機能と各部門をカバーできるバランスや迅速な意思決定のための適材適所の観点などを総合的に勘案し、多様性にも配慮するよう努めております。

【補充原則4-11】

当社の社外取締役及び社外監査役は、他の会社の役員等を兼務しておりますが、当社における役割、責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を、当社の取締役、監査役の業務に対して振り向けられているものと考えております。また、社内取締役及び常勤監査役は、当社以外の上場会社の役員を兼務しておらず、各々の業務に専念できる体制となっております。なお、役員の兼任状況については、株主総会招集通知及び有価証券報告書並びにコーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しております。

【補充原則4-11】

コーポレートガバナンスの更なる向上を図ることを目的として、第33期(2018年8月1日～2019年7月31日)における取締役会の実効性の評価を実施し、それに基づき出席者が議論を行いました。実施の概要は以下のとおりであります。

1. 評価の実施手順
取締役会の諮問機関であり、社外取締役2名、社外監査役2名、常勤監査役1名で構成されるガバナンス向上推進委員会が主体となり、「第33期に開催された取締役会の実効性の評価」を行いました。そのうえで、取締役会における討議を通じ、取締役会の実効性に関する分析・評価を実施いたしました。
2. 評価の方法
(1) アンケート調査による自己評価の実施
 - 取締役会の構成に関する事項
 - 取締役会の運営に関する事項
 - 取締役会の機能の有効性に関する事項
 - 取締役会の議題に関する事項
 - 取締役会を支える体制に関する事項
 - 取締役会への貢献に関する事項

(2)聞き取り調査の実施

代表取締役・役員取締役を対象として、アンケート調査結果をもとに、取締役会の実効性に関する聞き取り調査を実施いたしました。

(3)取締役会での討議

アンケート調査・聞き取り調査による自己評価結果、定時取締役会における議案の内容・件数・審議時間・発言者数等の分析結果をガバナンス向上推進委員会できりまとめ、その結果を答申として取締役へ提出いたしました。

この答申を受け、取締役会は「取締役会の実効性の評価」を討議方式で実施いたしました。

3. 評価結果の概要

当社取締役会は、ガバナンス向上推進委員会からの答申を踏まえて討議した結果、第33期の取締役会の実効性は、有効性が認められると分析・評価いたしました。

一方で、取締役会の実効性を更に高めていくためには、重要事項についての取締役会における審議を更に充実させていく必要があるとの課題を共有いたしました。そのため、今後は以下の事項にも取り組み、当該課題の解決を図ってまいります。

- ・審議事項の年間予定の事前設定
- ・活発な議論を重視する雰囲気醸成
- ・社内取締役の発言機会の増加促進

当社取締役会は、引き続き毎年の取締役会評価を実施すると共に、上記の課題に関する検討及び対応を重点的に行うことにより、取締役会の実効性確保に一層努め、コーポレートガバナンスの向上と更なる企業価値の向上を目指してまいります。

また、監査役会においても監査の実効性についての評価を実施いたしました。監査役全員で討議を行い、第33期における監査役会の監査総括と実効性について評価した結果、第33期は監査の実効性・有効性を高めるために、社長等の業務執行取締役との定期的会合を複数回行ったこと、社外取締役や監査部、会計監査人との情報交換を有効に行ったこと、法改正等への対応や他社不祥事事例の考察等を行ったことにより、ガバナンスの向上に寄与すると共に、監査の実効性および有効性が一定程度高まったとの結論を得ました。

今後におきましては、会社全体の健全性を重視した監査役監査を実施すべく、会社経営の目標達成、経営管理の改善・向上に資する監査体制をより強化していく方策を検討してまいります。

【原則4-14. 取締役・監査役トレーニング】

【補充原則4-14】

当社は、取締役・監査役が会社の事業、財務、組織等に関する必要な知識を習得し、取締役・監査役が求められる役割と責務を果たすことができるよう、外部セミナーへの参加、社内研修の機会を設けそれらの費用は会社が負担する方針としております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、担当取締役のもと経営企画室をIR担当部署とし、定期的に説明会を開催することを基本方針としており、機関投資家向けには年2回決算説明会を行うほか、逐次個別ミーティングや電話取材を実施しております。また、個人投資家向けには適宜会社説明会を実施することで、当社に対する理解度向上に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大倉 忠司	2,720,000	23.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,534,300	13.20
株式会社大倉忠	1,200,000	10.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	264,700	2.28
サントリー酒類株式会社	260,000	2.24
鳥貴族従業員持株会	213,400	1.84
中西 卓己	180,278	1.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	130,100	1.12
近畿大阪2号投資事業組合	120,000	1.03
麒麟麦酒株式会社	120,000	1.03

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

・2018年3月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者であるブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー、ブラックロック・インターナショナル・リミテッドが2018年2月28日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2018年7月31日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

【氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】

ブラックロック・ジャパン株式会社(175,200株、1.51%)

ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー(252,400株、2.17%)

ブラックロック・インターナショナル・リミテッド(46,400株、0.40%)

・2018年7月25日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、レオス・キャピタルワークス株式会社が2018年7月19日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2018年7月31日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

【氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】
レオス・キャピタルワークス株式会社(1,251,200株、10.77%)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	7月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
清宮 俊之	他の会社の出身者													
佐々木 節夫	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
清宮 俊之			企業経営や外食産業に関する国内外での豊富な経験・見識を有し、これらの経験・見識に基づく客観的な視点から、当社の監督及び経営全般の助言をしていただくことが期待できることから、社外取締役として適任であると考えております。また、現在・最近及び過去において上記a~iのいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立性を有しております。

佐々木 節夫	同氏は、過去に京セラコミュニケーションシステム株式会社の業務執行者でありました。	アメラバ経営をはじめとする企業経営に関する豊富な経験・見識を有し、これらの経験・見識に基づく客観的な視点から、当社の監督及び経営全般の助言をしていただくことが期待できることから、社外取締役として適任であると考えております。当社は京セラコミュニケーションシステム株式会社に対しアメラバ経営に関するコンサルティング業務を委託しておりますが、その取引額は双方において年間の売上高の2%未満であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立性を有しております。
--------	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

常勤監査役と監査部は、毎月1回定期会合があり、監査部より、内部通報、内部統制、その他内部監査より発見したリスク等の報告が実施されております。

常勤監査役は、必要に応じ監査部の店舗監査や内部統制の運用評価等に同行しております。年度末には監査部より監査役会に対して、一年間の内部監査結果の概要についての報告が実施されております。

会計監査人からは、期初に監査役会に対し、「監査及び四半期レビュー計画概要書」等により監査計画の概要、決算に向けた課題整理、監査概要の報告会が実施され、四半期毎に「四半期レビュー結果概要報告書」についての説明を受けております。

また、監査部は、内部統制の整備評価・運用評価時や、監査部から会計監査人への店舗監査の報告、会計監査人による店舗往査の同行等、適宜会計監査人と連携を取っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
石井 義人	弁護士													
疋田 実	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石井 義人			弁護士資格を有しており、法務・コンプライアンス面について豊富な知識を有していること、論理的に物事を考えることができ、法律の観点からも助言を期待できることから、社外監査役として適任であると考えております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがあるとされる事項に該当していないことから、独立役員として指定しております。
疋田 実			公認会計士資格を有しており、財務・会計面について豊富な知識を有していること、論理的に物事を考えることができ、財務・会計の観点からも助言を期待できることから、社外監査役として適任であると考えております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがあるとされる事項に該当していないことから、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外取締役及び社外監査役全員を独立役員に指定しております。当社はコーポレート・ガバナンスにおいて、経営の透明性及び公正性を強化し、少数株主の立場に近い社外取締役を選任することが必要であると考え、社外取締役を2名選任しております。また、外部からの客観的・中立的な立場での経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役2名を選任しております。社外取締役により、取締役会における重要な業務執行及び法定事項についての意思決定並びに職務執行の監督がなされるとともに、社外監査役による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役(社外取締役を除く。)に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」を導入しております。本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬額の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、企業価値向上に資するための報酬体系を原則として、経営環境、業績、従業員に対する処遇との整合性を考慮し適切な水準を定めることを基本とし、株主総会で承認された取締役報酬等の限度額の範囲内で、当社の業績、事業環境、当該取締役の役割や責任の大きさ、業界水準等を総合的に勘案のうえ、独立社外取締役の出席する取締役会で決定しております。また、監査役報酬は、株主総会で承認された限度額の範囲内で常勤・非常勤の別、業務分担の状況等を考慮して監査役会にて協議のうえ決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び外監査役のサポート体制については、経営企画室が取締役会開催の連絡、決議事項の事前説明をするとともに、社外監査役に監査部が必要に応じて資料の提供や、情報収集のサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(1) 取締役会

当社の取締役会(議長は代表取締役社長)は、社内取締役5名及び社外取締役2名により構成され、経営方針の策定、業務の意思決定及び取締役間の相互牽制による業務執行の監督を行う機関と位置付け運営されております。原則として、毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営判断の迅速化を図っております。また、経営に対する牽制機能を果たすべく、監査役が取締役会へ出席しております。

(2) 監査役会

監査役会は常勤監査役1名(原田雅彦 議長)及び社外監査役2名(疋田実、石井義人)で構成されており、原則として毎月1回開催されております。

監査役監査につきましては、取締役及び従業員からの報告收受など法律上の権利行使を行うほか、全員が株主総会や取締役会へ出席していることや、常勤監査役は、重要な経営会議への出席、リスク管理委員会やコンプライアンス委員会への出席、各部署への往査など実効性のあるモニタリングに取り組むことで、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。なお、社外監査役は、公認会計士及び弁護士であり、職業倫理の観点より経営監視を実施しております。

(3) 監査部

監査部を設置し、年間の業務監査計画に基づいて内部監査を実施しており、業務の適正な運営・改善・遵法意識等の向上を図っております。

(4) 社外取締役

当社は、社外取締役に対し、客観的な立場から企業経営の豊富な経験や深い知見等に基づく発言を行うことにより、重要な業務執行及び法定事項についての意思決定並びに職務執行の監督という取締役会の企業統治における機能・役割を期待しており、実質的に当社から独立した立場から意見を述べていただけるかという点を重視しております。

(5) 社外監査役

当社は、社外監査役に対し、様々な分野における専門的な知見を活かし、客観的かつ中立的な立場から取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるための牽制機能を発揮することを期待しており、実質的な中立性及び独立性を有する者の中から選任することとしております。社外監査役はこれらの専門性を活かし、客観的、中立的な立場から経営全般を監視・監査すると共に、内部監査部門と連携し、必要に応じて業務監査にも参画しております。また、代表取締役との随時の会合により、経営全般の意見交換を実施しております。

(6) コンプライアンス委員会

管理部をコンプライアンスの統括部署として、組織横断的に構成されたコンプライアンス委員会を原則として3ヵ月に1回開催し、役員に対する教育研修体制を構築するとともに、食品衛生法・金融商品取引法・会社法などをはじめとする諸法令等に対する全従業員のコンプライアンス意識を高めるための取組みを行っております。なお、当該委員会の委員長は取締役 山下陽であり、過去に営業、また人事部門の責任者を務め、法令順守・企業倫理に対する豊富な知識・実績とともに優れた見識を有しており、選任しております。

(7) リスク管理委員会

管理部をリスク管理の統括部署として、組織横断的に構成されたリスク管理委員会を設置し、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の提供の共有等に関する様々な活動を行っております。またリスク管理研修等の社内啓蒙活動への助言・指導を行っております。なお、当該委員会の委員長は取締役 道下聡であり、過去に管理部門の責任者を務め、危機管理に対する豊富な経験・実績とともに優れた見識を有しており、選任しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社の取締役会は業界や社内の状況に精通した社内取締役5名並びに企業経営の豊富な経験や深い知見を有する社外取締役2名を中心とし、そこに、各方面で豊富な経験と高度な専門知識、幅広い見識を有している社外監査役を監査役の過半数以上を確保することで外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているものと考え、現在の体制を採用しております。

また、社外監査役2名を含めた監査役会による監査体制が経営監視に有効であると判断し、監査役会設置会社制度を採用しております。会社法第383条に基づき取締役会には監査役3名が出席しており、取締役の業務執行に関する監督を行うとともに適宜、提言及び助言などを行い、透明性のある公正な経営体制及び効果的にガバナンスが機能するように努めております。

社外取締役2名並びに社外監査役2名とも当社との間で特別な利害関係を有しておらず、一般の株主と利益相反のおそれがないと判断しており、全員を東京証券取引所が定める独立役員に指定しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算月は7月であり、集中日を避けた日程設定が可能となります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を適宜実施します。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び年度決算終了後にアナリスト・機関投資家説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社コーポレートサイトにIR情報ページを設け、決算短信、有価証券報告書、四半期報告書その他開示資料を適時掲載いたします。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室で対応いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主様、お客様、従業員等のステークホルダーに対して、適時適切に情報を開示することが上場企業の責務であると認識しております。そのため、コーポレートサイト等を利用し、迅速・正確かつ公平に会社情報の開示を行ってまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「企業理念」を制定し、役職員はこれを遵守する。
- (2) 「取締役会規程」をはじめとする社内諸規程を制定し、法令及び定款に定められた事項並びに経営の基本方針等重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役から業務執行に関し報告を受ける。
- (3) 役職員の職務執行の適切性を確保するため、社長直轄の監査部を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、監査部は必要に応じて会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。
- (4) 管理部をコンプライアンスの統括部署として、組織横断的に構成されたコンプライアンス委員会を設置し、役職員に対する教育研修体制を構築するとともに、食品衛生法・金融商品取引法・会社法等をはじめとする諸法令等に対する全従業員のコンプライアンス意識を高めるための取組みを実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役会議事録、株主総会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報に関して、文書管理規程等の社内規程に基づき、文書または電磁的方法により記録を作成し、適切に保存及び管理を行う。
- (2) 文書管理部署である管理部は、監査役または監査役を補助する使用人の閲覧請求に対して、何時でもこれらの文書を閲覧に供する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の損失の危険に関して、管理部をリスク管理の統括部署として、組織横断的に構成されたリスク管理委員会を設置し、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有等に関する様々な活動を行う。またリスク管理研修等の社内啓蒙活動への助言・指導を行う。組織横断的のリスクの全社的対応は管理部が行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行う。重要度の高いリスクについては、代表取締役社長を中心に対策本部を設置し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

- (1) 定時取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし適切な職務執行が行える体制を確保する。
- (2) 取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を各役職員に伝達する。また、代表取締役社長は取締役会において経営の現状を説明し、各取締役は各部門の業務執行状況を報告する。
- (3) 職務権限規程や業務分掌規程等の社内諸規程に基づき、取締役・使用人の職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については決裁制度の見直しを適宜行い、権限委譲を進め、適正かつ効率的な体制を確保する。
- (4) 当社における法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報窓口を設置し、体制の整備を行う。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役が、監査役の職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、常設ないし臨時で人員を配置する。
- (2) 当該使用人の選任、解任、異動等には、監査役会の同意を要するものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役会の指示の実効性の確保に努める。
- (3) 監査役から監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関する限りにおいては、取締役の指揮命令を受けないものとする。

6. 当社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告する体制、その他監査役への報告に関する体制

- (1) 当社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、法定の報告事項のみではなく、当社に重大な影響を及ぼすと思われる事実を知った場合には、速やかに当社の監査役に報告しなければならない。
- (2) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、その他の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求め、必要な書類の閲覧を行うことができる。
- (3) 当社は、監査役への報告を行った当社の取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いをしてはならないものとし、適切に運用する。また、内部通報制度においても内部通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いもしてはならないことを規定し、適切に運用する。

7. 監査役がその職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制

監査役がその職務の執行のために生じる合理的な費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

8. その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役社長及び監査部は、監査役と定期的に意見交換を行う。
- (2) 監査役は、取締役会をはじめ、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。
- (3) 監査役会は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し、監査の有効性、効率性を高める。

9. 反社会的勢力排除するための体制

当社は、社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく断固として排除する姿勢を示し、反社会的勢力と一切の関係を断絶することを基本方針とする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社における反社会的勢力排除体制としましては、コンプライアンス及びリスク管理に係る会議体としてコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置しています。そして、反社会的勢力に関する業務を所管する部署は管理部総務課とし、実務上の業務マニュアルとして、「反社会勢力対応マニュアル」を整備し、反社会的勢力等との関係遮断に努めております。また、新規取引先については、外部機関等を用いて情報収集を行い、事前にチェックを行い、継続取引先についても、毎年11月には取引先の調査を行っております。なお、事前チェックでは判明せず、取引開始後、反社会的勢力との関与が発覚した場合は、すぐに取引停止に向けての対応を行うこととしております。

その他

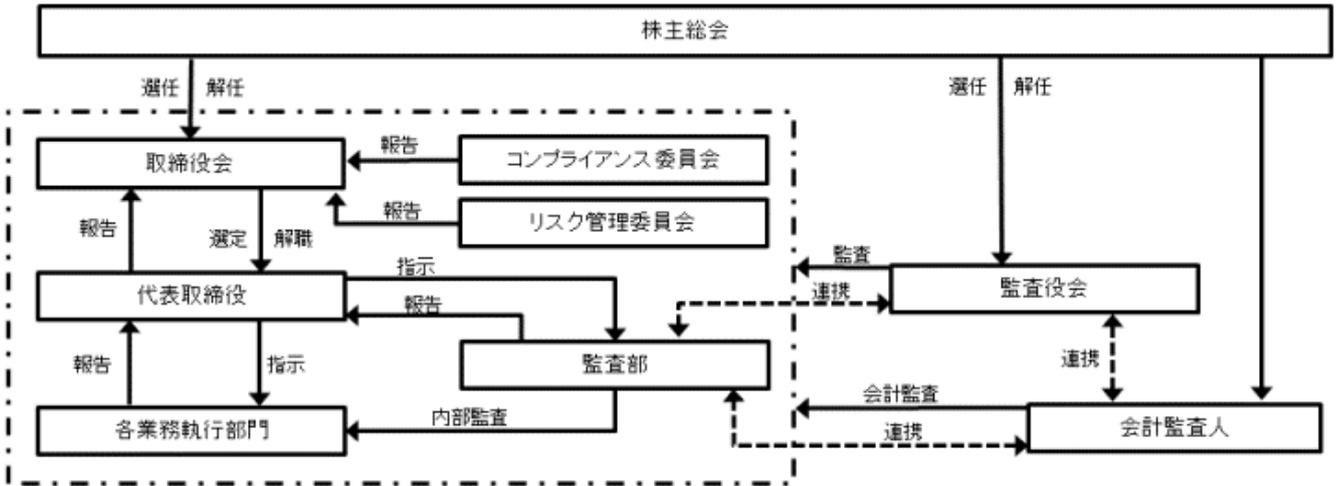
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

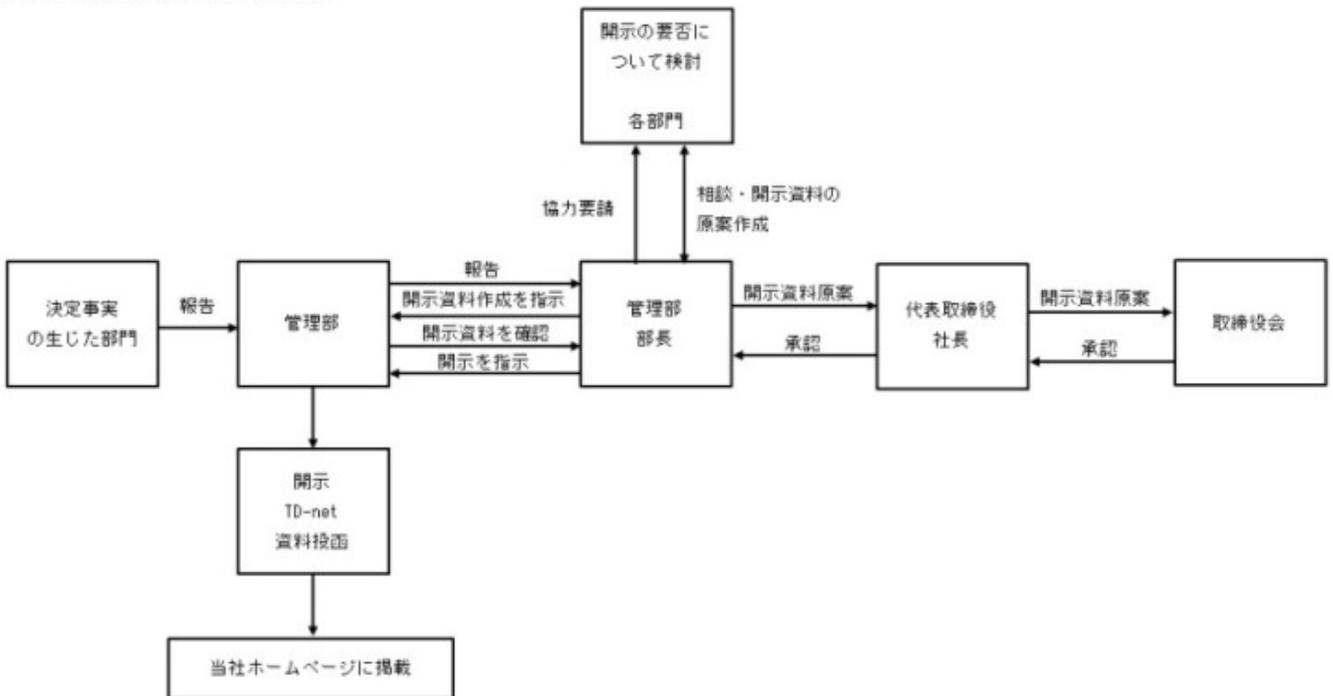
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

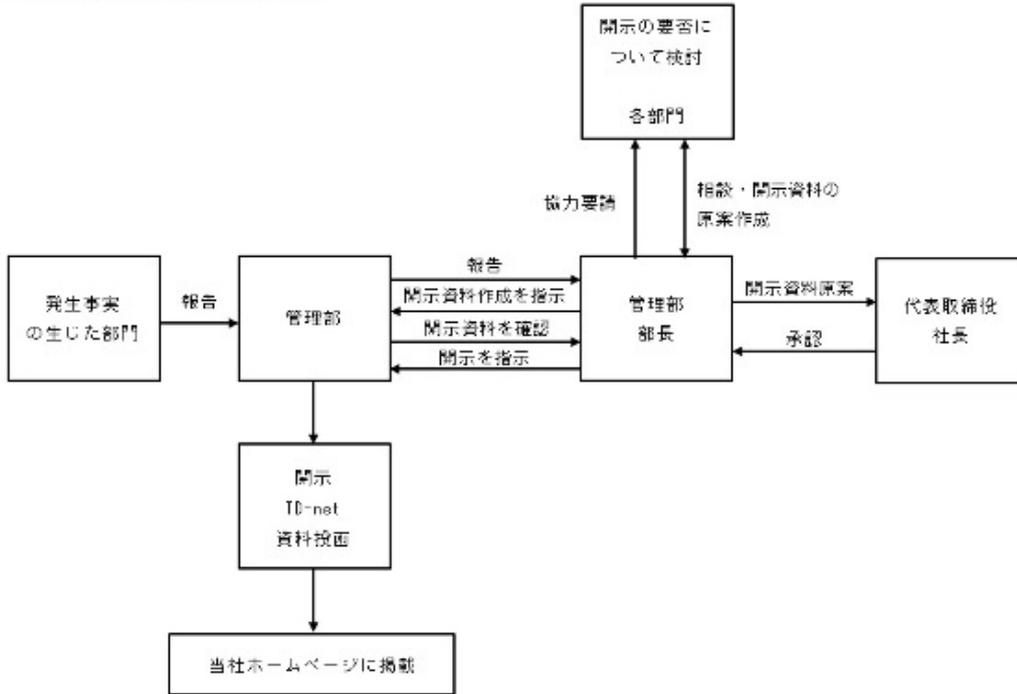


【適時開示体制の概要（模式図）】

① 決定事実に関する情報の適時開示業務フロー



② 発生事実に関する情報の適時開示業務フロー



③ 決算に関する情報の適時開示業務フロー（決算短信、四半期決算短信）

